「三次市芸術文化・スポーツ顕彰」被顕彰者の募集について

三次市芸術文化・スポーツ顕彰とは、芸術文化・スポーツの分野で、目標に向かってチャレンジし、優秀な成果・成績を収め、今後の飛躍が期待される個人または団体を顕彰する制度です。平成18年度に制度を創立して以降、令和3年度までで149組を顕彰しています。

令和4年11月10日から、令和4年度の被顕彰者の募集を開始します。

1 顕彰の対象

市内に在住または通勤・通学する個人及び団体で、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に開催された大会やコンクールなどで、 今後の飛躍が期待される成果・成績を収めた方

2 顕彰の基準 別紙のとおり

3 推薦方法

市役所本庁、各支所、各小・中学校に備え付けの推薦書に記入し、関係資料等を添付の上、郵送または持参、メールで提出してください。

(推薦書のデータは、市ホームページからダウンロードできます。)

5 選考・決定など

「三次市芸術文化・スポーツ顕彰者選考委員会」で審議し、決定します。 令和5年3月に顕彰を予定しています。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 経営企画部 秘書広報課 広報戦略係 (担当/安本)

電話番号:0824-62-6103 FAX番号:0824-62-6223

E-mail: hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

顕彰の種類	顕彰の基準
芸術文化賞	1 芸術文化の分野において、今後の飛躍が期待される個人又は団
	体で、次の各号のいずれかに該当するもの
	(1) 国際的規模の展覧会,コンクール等において入選又は入賞を
	した個人又は団体
	(2) 全国的規模の展覧会,コンクール等において3位以上に相当
	する入選又は入賞をした個人又は団体
	(3) 中国地区規模の展覧会,コンクール等において1位に相当す
	る入選又は入賞をした個人又は団体
	(4) 全県規模の展覧会,コンクール等において1位に相当する入
	選又は入賞をした個人又は団体
	(5) 第三者機関によりプロとして登録・認定された者
	(6) 前各号に掲げるものと同等の評価及び成果があったと認めら
	れる個人又は団体
スポーツ賞	1 スポーツの分野において、今後の飛躍が期待される個人又は団
	体で、次の各号のいずれかに該当するもの
	(1) 国際的規模のスポーツ競技大会に選手として出場した個人又
	は団体。ただし、国内の予選会等を経て出場した場合に限る。
	(2) 全国的規模のスポーツ競技大会等において3位以上に入賞し
	た個人又は団体
	(3) 中国地区規模のスポーツ競技大会等において優勝した個人又
	は団体
	(4) 全県的規模のスポーツ競技大会等において優勝した個人又は
	団体
	(5) 第三者機関によりプロとして登録・認定された者
	(6) 前各号に掲げるものと同等の評価及び成果があったと認めら
	れる個人又は団体